

榎一丁目市有地における異物除去作業の終了について

本市では、榎一丁目市有地における再生砕石へのアスベスト混入事案に対し、令和4年12月以降、市民の不安を最大限解消する対策を講じるため、アスベストを周囲に飛散させないよう飛散防止対策工事等を実施し、東京都と連携を図りながら、除去に向け、対応してまいりました。

この度、令和6年5月から実施していたアスベスト含有物及び金属片等の異物除去作業が完了しましたので、お知らせいたします。

なお、本作業により発生した産業廃棄物は、下記のとおりとなり、廃棄物処理法に基づき適正に処理いたしました。

記

異物除去作業対象3, 766 m³中の産業廃棄物の処分量

名称	種類	数量
混合廃棄物	・金属くず ・廃プラスチック類 ・ガラス、コンクリート及び陶磁器くず ・がれき類	6 m ³
アスベスト	・石綿含有産業廃棄物	25 m ³
合計		31 m ³

注) 異物除去作業は、重機により再生砕石等を少量採取し、その都度、異物選別を行うこととしており、選別作業においてアスベストを発見した場合には、採取した1回量(0.4 m³程度)の全てを石綿含有産業廃棄物とみなしていることから、石綿含有産業廃棄物の数量には、混合廃棄物及び再生砕石を含みます。